

2026年
夏号
Summer

お金とくらしの JA通信

＼相続の専門家がお届けします／

fpフェアリンク(株)

白浜 仁子

Shirahama Tomoko

お金とくらしに役立つトピックスをお届けします。

大切な家族に想いを伝える遺言書

～JAの遺言信託のご案内～



©よりぞう

●「遺言」は家族へのメッセージ

遺言書は、亡くなった後の財産の分け方を自分の意思で決めておける手段です。遺言書がない場合は、民法に基づいて相続人同士で話し合いながら分けることになります。一方、遺言書があれば、相続人以外の人や団体に財産を分けることもでき、想いや考えを伝えることも可能です。また、あらかじめ分け方を示すことで、相続人同士のトラブル防止につながり、手続きも円滑に進めやすくなります。結果として、家族の負担軽減にもつながるでしょう。

相続発生時に遺言書が

ある場合のメリット

- ・自分の意思を反映できる
- ・財産分与が明確
- ・事業承継を進めやすい
- ・トラブル防止につながる
- ・手続きがスムーズ

ない場合のデメリット

- ・相続人で話し合いが必要
- ・農地を集約できない可能性
- ・相続人間でトラブルが起こる可能性
- ・手続きが煩雑になる可能性



● 遺言信託とは

JAの遺言信託は、相続全般について相談しながら「公正証書遺言」（公証人が内容を記録して作成する、法的効力と信頼性の高い遺言書）を作成できるサービスです。お客様の状況をよく知るJA担当者と一緒に、JAグループである農中信託銀行の財務コンサルタントから専門的なアドバイスを受けられるため、安心して進めることができます。作成した「公正証書遺言」は、農中信託銀行によって適切に保管※され、年2回、内容や状況の確認を行いながら、必要に応じた見直しの相談も可能です。長期にわたって安心して備えられる点が特徴です。

※農中信託銀行が適切と認める者に再寄託する場合があります。

＼こんな方におすすめ／

✓ 農業などの事業後継者に資産を まとめたい方

遺言により、農地などの事業資産が分散するのを防ぎ、経営基盤を安定して承継できます。

✓ 円滑な遺産分割に不安のある方

事前に遺言書を作成しておくことで、相続人同士のトラブルの未然防止につながり、スムーズな手続きが可能になります。

✓ 大切にしたい想いがある方

長年連れ添った配偶者の生活を第一に考えたいなど、一人ひとりのご希望に沿った財産配分を検討できます。